

「北斗市立大野中学校いじめ防止基本方針」

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づくとともに、「北海道子どものいじめ防止に関する条例」及び「北斗市いじめ防止条例」を受け、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定が位置づけられ、本校では全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

大野中学校の「いじめ防止のための基本姿勢」

- ★いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ★生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ★いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ★いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ★学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止の取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

～生徒達や学級の様子を知る～

- (ア) 積極的な「ふれあい活動」 (イ) 年度始の街頭指導及び毎朝の玄関あいさつ指導
- (ウ) 効果的な学級指導

(2) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を進める

～一人一人が活躍できる学習活動や学級活動、学年・学校行事を目指して～

- (ア) 安心して自分を表現できる授業づくり (イ) 人とつながる喜びを味わう体験学習

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- (ア) 人権教育の充実 (イ) 道徳教育の充実 (ウ) 学級活動の充実 (エ) 生徒会活動の工夫

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

- (ア) 学校行事（体育大会、オンネペツ祭）、授業参観等の実施
- (イ) 学校通信・学校安心メール・ホームページ

3 いじめの早期発見の取組

～教職員のいじめに気づく力を高める～

全ての教育活動を通して、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインド（生徒と楽しく過ごす、スキンシップ能力）を高める。

～具体的な取組～

- (ア) 日々の観察 (イ) 教育相談（学校カウンセリング）

・定例の教育相談 年2回（6月、11月） ・チャレンジ相談の設定

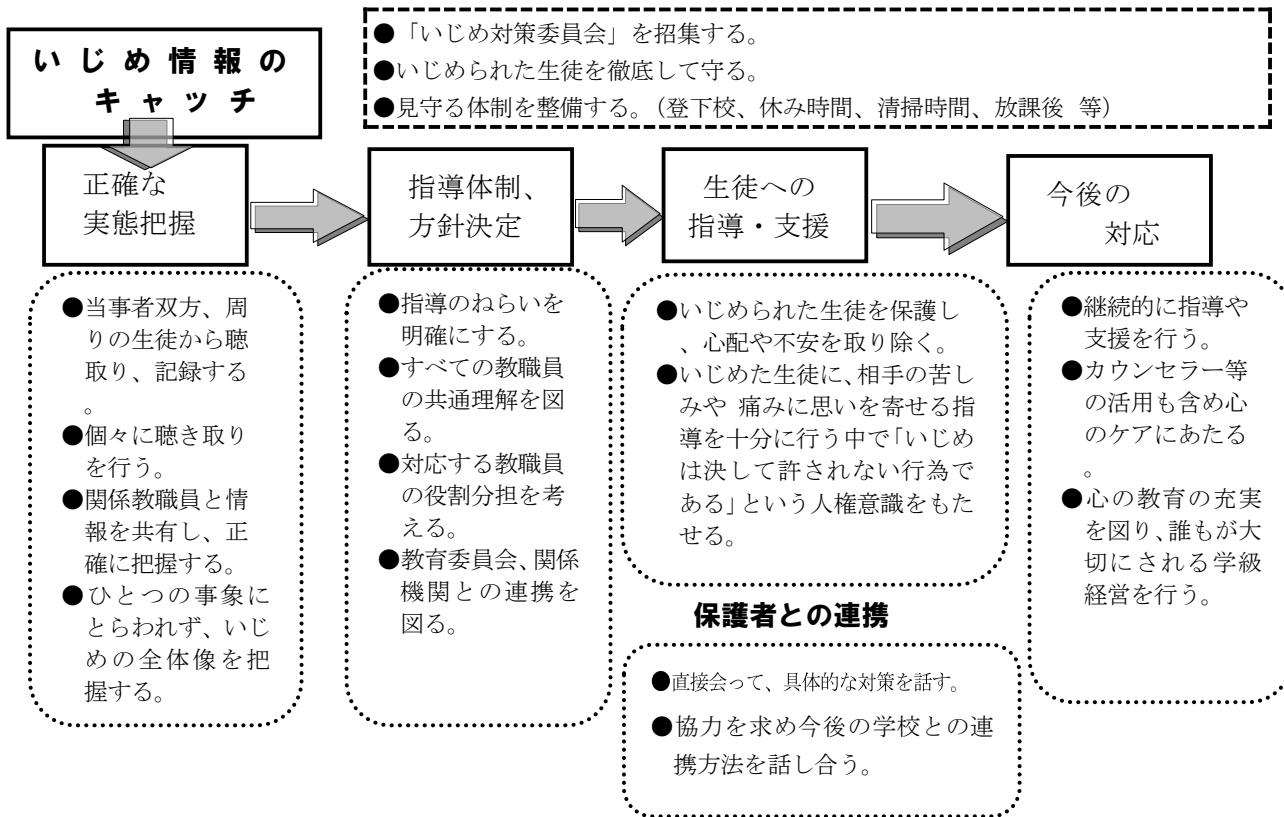
- (ウ) いじめ実態調査アンケート

・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）

・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）

4 いじめの早期解決への取組

～いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して対応にあたる～



5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。そして、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことである。事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、北斗市教育委員会に速やかに報告し、積極的に警察等の専門機関に介入を依頼していく。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

警察に相談又は通報すべきいじめの事例

